

# その塗料「危険物」ではありませんか

消防法で定める「危険物」に該当する塗料等は、火災の危険性が高いため消防法や北九州市火災予防条例で基準を定めています。



危険物	第4類第2石油類
危険等級	Ⅲ
化学名	塗料用シンナー
容量	20L ※1
注意事項	火気厳禁

※1 グラム表示のときはL換算しますので1kgが1Lを超える可能性があります

	(指定数量)	(少量危険物)
第4類第1石油類	200L	40L
第4類第2石油類	1000L	200L
第4類第3石油類	2000L	400L

**取扱いや保管等で指定数量や少量危険物の数量を超えると  
(指定数量や少量危険物は原則建物内の危険物を合算します)**

- ①指定数量以上を取扱い保管すると ⇒取扱施設や保管庫と市長の許可
  - ②少量危険物以上を取扱い保管すると⇒取扱施設や保管庫と消防署長への届出
- 取扱施設や保管庫には基準があります。 **建築前に管轄消防署へ御相談ください**
- 取扱施設や保管庫の基準 (例)
- ・壁、柱、床等を耐火や不燃材料とする
  - ・窓、出入口は防火設備 (防火戸) とする
  - ・貯留設備 (ためます) を設ける
- その他にも様々な基準があります!!



消防法令に違反して、危険物を貯蔵し、取扱う場合は行政処分 (除去命令等) の対象となり、行政処分に従わない場合は罰則が適用されることがあります。

塗料等はガソリンと同様に、引火すると爆発的に燃焼します。安全対策を施された取扱施設や保管庫等での使用、管理をお願いします。